

第16章の2 (2023年新設) 動物に対する罪

第340条の2 (2023年新設) ① 法的に規制されている活動の外で、性的性質の行為を含む、何らかの手段または手続きによって、飼い慣らされた、家畜化された家畜動物または人間の管理下で一時的または永続的に暮らす動物にその健康回復のために獣医師の治療を必要とする傷害を引き起こした者は、3月から18月の禁固刑または6月から12月の罰金刑、および、動物に関連する職業、仕事または商売の行為について、また、動物の所有について1年から3年の個別的公権剥奪刑に科せられる。

前段の傷害が前段に含まれていない脊椎動物に引き起こされた場合、3月から18月の禁固刑または3月から6月の罰金刑、および、動物に関連する職業、仕事または商売の行為について、また、動物の所有について1年から3年の個別的公権剥奪刑に科せられる。

犯罪が火器を使用して行われた場合、裁判官または裁判所は、1年から4年の期間の武器の所持および携帯の権利の剥奪刑を理由付きで科すことができる。

② 前項に規定する刑は、以下のいずれかの加重事由が発生した場合、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科せられる：

- a) 動物の生命や健康に危険を及ぼす結果をもたらす可能性のある武器、器具、物体、手段、方法または形態を使用する。
- b) 残虐さをもって行為を行う。
- c) 動物に主要な感覚器官、組織または四肢を喪失させるか、役に立たなくさせる。
- d) その所有者または動物の世話を委託された者がその(当該犯罪)行為を実行する。
- e) 未成年者または特に脆弱な人の前で行為を行う。
- f) 営利を目的とする行為。
- g) たとえ同居していなくても、配偶者である、または、配偶者であった者、あるいは、同様の愛情関係によって加害者と結びついていた、または、結びついていた者を、強要する、脅迫する、嫌がらせする、または、精神的危害を与えるために(当該犯罪)行為を行う。
- h) 公衆のイベントで(当該犯罪)行為を実施する、または、情報通信技術を通じてその行為を広める。
- i) 毒物、爆発物または他の同様の破壊的または非選択的効果を持つ器具や技法を使用する。

③ 本条第1項に規定する行為の機会に、飼い慣らされた、家畜化された家畜動物または人間の管理下で一時的または永続的に暮らす動物の死が引き起こされた場合、動物に関連する職業、仕事または商売の行為について、また、動物の所有について2年から4年の個別的公権剥奪刑に加えて、12月から24月の禁固刑が科せられる。

本条第1項に規定する行為の機会に、前項に含まれない脊椎動物の死を引き起こした場合、動物に関連する職業、仕事または商売の行為について、また、動物の所有について2年から4年の個別的公権剥奪刑に加えて、6月から18月の禁固刑が科せられる。

犯罪が火器を使用して行われた場合、裁判官または裁判所は、2年から5年の間、武器の所持および携帯の権利剥奪刑を理由付きで科すことができる。

前項に規定されたいずれかの事由が発生した場合、裁判官または裁判所は刑をその下限を上下限の差分の半分上回らせて科す。

④ 引き起こされた傷害が獣医師の治療を必要としない場合、または、傷害を引き起こすことなく動物が深刻な虐待を受けた場合、1月から2月の罰金刑または1日から30日の共同体の利益での労働刑が科される。同様に、動物に関連する職業、仕事または商売の行使について、また、動物の所有について3月から1年の個別的公権剥奪刑が科される。

第340条の3 (2023年新設) 自分の責任下にある脊椎動物を、その生命や身体を危険にさらす可能性のある状況で遺棄した者は、1月から6月の罰金刑または31日から90日の共同体の利益での労働刑に処せられる。同様に、動物に関連する職業、仕事または商売の行使について、また、動物の所有について1年から3年の個別的公権剥奪刑が科される。

第340条の4 (2023年新設) ① 第31条の2の規定に従って、法人が本章に含まれる犯罪の責任を負う場合、次の刑が科される：

a) 自然人により犯される犯罪が法律で2年超の禁固刑を予定している場合、1年から3年の罰金刑。

b) 残りの場合は、6月から2年の罰金刑。

② 第66条の2に定められた規則を考慮して、法人の責任の場合、裁判官および裁判所は、同様に、第33条第7項のb)からg)項に定められた刑を科すことができる。

第340条の5 (2023年新設) 裁判官または裁判所は、動物の所有権および世話に関する暫定的な変更を含んで、本章で保護されている財物の保護に必要ないかなる予防措置を理由付きで採用することができる。

動物に関連する職業、仕事または商売の行使についての、また、動物の所有についての個別的公権剥奪刑が、虐待された動物の所有権または世話を割り当てられた者に該当する場合、裁判官または裁判所は職権でまたは当事者の要求で、動物の所有権と世話に関して適切な措置を採用する。